

白河市環境衛生委員会ごみ回収ボックス等整備事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 白河市環境衛生委員会は、ごみ回収ボックス等を整備した町内に対し、助成金を交付することにより、ごみ集積所及びごみ集積所周辺の美化を促進し、生活環境の保全と市民の環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 白河市環境衛生委員会は、ごみ回収ボックス等を整備した町内会に対して、白河市環境衛生委員会の予算の範囲内で、次の各号に掲げる条件を満たしている町内会に対し、助成金を交付する。

- 1 町内会で管理が出来ること。
- 2 交通の妨げにならない場所であること。
- 3 敷地の確保が出来ること。
- 4 ごみ回収ボックス等を整備した年度と助成金交付申請を行う年度が同一であること。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、新たにごみ回収ボックス等を設置する場合、または、更新する場合、1個又は1箇所の

設置に要した費用の3割とし、3割の額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。または、ごみ回収ボックス等1個又は1箇所の修繕に要した費用の3割とし、3割の額が1万円を超える場合は、1万円を限度とする。ただし、この金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする町内会は、当該事業の施行前に、白河市環境衛生委員会ごみ回収ボックス等整備事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して白河市環境衛生委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

- 1 ごみ回収ボックス等設置場の見取図(様式第2号)
- 2 ごみ回収ボックス等の設置または、修繕に要する費用の見積書の写し
- 3 ごみ回収ボックス等の図面、カタログなど
- 4 ごみ回収ボックス等設置場所の敷地を借り受けている町内会は、当該土地の所有者または管理者の承諾書(様式第3号)

(助成金の交付決定)

第5条 委員長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めた場合は助成金交付決定書(様式第4号)を交付するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 前条の交付決定書を受けた町内会は当該事業が完了した時は、請求書(様式第5号)に完成写

真及び設置または修繕に要した費用の領収書の写しを添えて提出しなければならない。なお、修繕の場合には修繕前の写真も添付しなければならない。

(助成金の支払い)

第7条 委員長は、前条の規定により請求書の提出を受理した時は、設置及び請求内容を確認し30日以内に助成金を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。